

日曜市出店募集要項

1 募集目的

香南市では、高知市を中心に県内 34 市町村と連携した「れんけいこうち広域都市圏」を形成し、県全域で一丸となって圏域の活性化及び人口減少の克服に取り組むこととしています。その「れんけいこうち広域都市圏」の連携事業の一つとして、300 年以上の歴史を持ち、1 回平均 17,000 人の来客でにぎわう日曜市を活用した事業を行います。各地域ごとに日曜市出店スペースを設け、市内の農産物・加工品等の販売や市内観光情報の発信を行うことにより、日曜市の盛り上げや香南市の認知度向上等につなげるため、日曜市に出店する事業者を募集します。

2 応募資格

- (1) 香南市内において市内産出農産物及び市内産出農水産物加工品（にら・らっきょう・みかん・エメラルドメロンなど）や伝統工芸品等を製造・販売する団体、法人等であること。
- (2) 自ら出店すること。他社に出店を委託すること及び出店の権利を他者に譲渡することはできない。
- (3) 出店に際しては、販売に偏りすぎることなく、香南市のパンフレット配布やのぼり掲示など香南市の PR も実施すること。
- (4) 1 回限りの出店ではなく、年 2 回以上の出店が可能であること。

3 出店料等

- (1) 出店料については、徴収しない。（無料）
- (2) 出店日については、1 つの小間を南国市、香美市、香南市が使用するため、別紙①（出店スケジュール）をもとに、香南市と調整のうえ決定する。
- (3) 出店場所については、別紙②の位置となる。
- (4) 交通費、有料駐車場代は全額自己負担とする。

4 販売禁止物等について

- (1) 販売禁止物
生鮮魚介類、生肉類、酒類、庭石、ニワトリ、小動物等のペット類は販売しないこと。
- (2) 調理等
日曜市の現場での調理、加工は行わないこと。

5 設営・活動等

- (1) テント等の設営
テント、販売台（机）は高知市が準備し設営・撤去を行うため不用。
- (2) 搬入・搬出
出品物の搬入及び搬出は出店者自らの責任において行うものとする。また、出店日当日の午前

8時までに必ず出品物の陳列を行い、午後3時までをめどに販売等を実施した後、午後4時までに撤収を行うこと。なお、搬入・搬出の際に自動車等を利用する場合には、通行人や他の出店者との事故を起こさないよう十分留意するとともに、近隣の有料駐車場等へ駐車すること。

(3) 物品の管理

日曜日出店中は、各自の責任において盗難防止等を行い、万一物品の盗難または破損があってもその責を香南市及び高知市は負わない。

6 設備等

揚げ油その他光熱類（燃料を使用し、または電気を熱源とする火気器具等）は一切使用できない。また、コンセント等はないため電化製品は使用できず、水道に関しても設備はない。なお、発電機の使用はできない。

7 説明会

日曜日出店希望者説明会（日曜日出店に係る説明会）を別紙③のとおり開催します。出店希望者は必要事項を記載のうえ、期限までに香南市商工水産課に申込をすること。

8 出店申込

(1) 申込書

出店を希望する者は、説明会終了後「日曜日出店申込書」により、別紙誓約書を添えて期限までに香南市商工水産課に申込をすること。なお、日曜日出店申込書及び誓約書は、日曜日出店希望者説明会において配布しますので、出店希望者は必ず説明会に参加すること。

(2) 申込方法等

平成30年7月24日（火）17:00までに香南市商工水産課に持参、郵送、メール、FAXで申込をすること。

9 その他

- (1) 高知市道路占用規則及び高知市街路市占用許可要領を遵守すること。
- (2) 食品衛生法等関係法令に適合し、隣接出店者に迷惑な行為や不快感を与えないこと。
- (3) 既存出店者との和に配慮し、良好な関係を築き、他出店者や客の苦情には真摯に対応し、街路市全体の安定的な運営に配慮すること。
- (4) 出店終了後は、出店日から起算し2週間以内に別紙④により出店報告を香南市商工水産課に行うこと。
- (5) 日曜日出店募集要項及び誓約書において定める事項について、違反等があった場合は、次回以降の出店を認めない場合があります。

〈問い合わせ先〉

〒781-5241 香南市吉川町吉原 95

香南市役所 商工水産課 山下

TEL:0887-57-7520/FAX:0887-55-3129

Mail:shoukou@city.kochi-konan.lg.jp